

(21) 学寮規程

(目的)

第 1 条 本校に学寮を置き、寮生の勉学に適する環境において、規律ある共同生活を体験させ、これを通じて人間形成に資することを目的とする。

2 本校の学寮は、潮寮（以下「学寮」という。）と称する。

(学寮の管理運営の責任者等)

第 2 条 学寮の管理運営責任者は、校長補佐（寮務主事）とする。

2 校長補佐（寮務主事）は、校長の命を受けて学寮の管理運営に当たる。

第 3 条 削 除

第 4 条 削 除

(学寮委員会)

第 5 条 学寮の運営に関し、校長の諮問に応ずるため、学寮委員会を置く。

2 学寮委員会については、別に定める。

(入寮願)

第 6 条 入寮を希望する学生は、入寮願に所定の書類を添え、校長補佐（寮務主事）を経由して校長に願い出るものとする。

(入寮許可)

第 7 条 入寮の許可は、校長補佐（寮務主事）の選考に基づいて、校長が行う。

(入寮手続)

第 8 条 入寮を許可された者は、指定の期限までに校長補佐（寮務主事）を経て校長に保証書を提出しなければならない。

2 所定の期限までに前項の手続を完了しないとき、又は虚偽の申告に基づいて入寮の許可を受けたことが判明したときは、校長は、速やかに許可を取り消すものとする。

3 寮生の居室は、校長補佐（寮務主事）が指定する。

(寄宿料)

第 9 条 寄宿料は、所定の日までに会計チームに納付しなければならない。

2 既納の寄宿料は還付しない。

(光熱水料等の負担)

第 10 条 食費その他生活に必要な光熱水料等は、寮生の負担とする。

2 寮生は、前項の光熱水料等について、学校の定める額を所定の日までに校長が指定する者に納付しなければならない。

(施設保全の義務)

第 11 条 寮生は、居室、共同施設その他学寮の施設を常に正常な状態において保全することに意を用い、次の各号に定めるところに誠実に従わなければならない。

(1) 居室を、居室以外の目的に使用しないこと。

(2) 居室には、無届で寮生以外の者を入室させないこと。

(3) 居室には、寮生以外の者を宿泊させないこと。

(4) 居室に、校長補佐（寮務主事）の許可なくして工作を加えないこと。

(5) 共用の施設は、常に良好な状態を保つよう連帯して保全すること。

(6) 学寮に、校長補佐（寮務主事）の許可なくして掲示等をしないこと。

(7) 故意又は過失により施設設備等滅失、き損又は汚染したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。

(8) 防火管理、保健衛生管理、災害防止その他学寮施設の管理運営上の必要からする学校の指示に忠実に従い、積極的に協力すること。

(共同生活の自主的規律)

第 12 条 寮生は、学寮設置の本旨に従い、学寮における日常生活上の具体的問題を共同して処理し、これを自主的に規律するため、校長の承認を得て、自治組織を結成することができる。

(退寮手続)

第 13 条 退寮を希望する学生は、事前に保証人連署のうえ校長補佐（寮務主事）を経由して校長に願い出るものとする。

2 退寮するときは、居室その他居室に附属する設備等について校長の指定する教職員の検査を受けなければならない。

3 退寮した者には、原則として再入寮を許可しない。

(処分)

第14条 寮生が次の各号の一に該当するときは、校長は退寮、又は他の処分を行うことがある。

- (1) 3か月以上寄宿料又は第10条に定める経費の納入を怠ったとき。
- (2) 風紀を乱す行為があったとき。
- (3) 共同生活の秩序を乱す行為があったとき。
- (4) 疾病その他により保健衛生上共同生活に適しないと認めるとき。
- (5) 入寮許可の条件として定める在寮期限を超えることとなるとき。
- (6) 停学を命ぜられたとき。
- (7) その他、学寮の管理運営上支障をきたす行為があったとき。

(寮生以外の者の宿泊)

第15条 学寮には、寮生以外の者を宿泊させてはならない。ただし、面会のため来寮した保護者その他やむを得ない理由があると認める者については、使用料の徴収その他について検討のうえ、校長の許可を得て宿泊させることができる。

(懇談会の開催)

第16条 学寮における日常的、具体的な問題の処理について意見を交換し、教職員及び学生の相互の理解を深めるため、校長補佐（寮務主事）は、校長の承認を得て適宜懇談会を開催するものとする。

(実施規程)

第17条 この規程の実施に関し、必要な細則等は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和42年4月1日から施行する。
- 2 明石工業高等専門学校学寮規則（昭和37年10月10日施行）は、廃止する。

（この間の附則省略）

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。